

デジタル庁
告示第 号
総務省

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報提供等に関する省令の一部を改正する命令（令和三年デジタル庁・総務省令第 号）の施行に伴い、電気通信回線を通じた送信又は電磁的記録媒体の送付の方法及び情報提供ネットワークシステムを使用した送信の方法に関する技術的基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

総務大臣 金子 恭之

電気通信回線を通じた送信又は電磁的記録媒体の送付の方法及び情報提供ネットワークシステムを使用した送信の方法に関する技術的基準の一部を改正する告示

電気通信回線を通じた送信又は電磁的記録媒体の送付の方法及び情報提供ネットワークシステムを使用した送信の方法に関する技術的基準（平成二十七年総務省告示第四百一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定

の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

出 発	出 発
第7 地方公共団体情報システム機構における電気通信回線等の管理 1 [略] 2 検査用符号の生成及び通知等 (1) [略] (2) 住民票コードの通知に係る正確性の確保 機構は、情報照会者等から令第27条第1項(令第29条の2において準用する場合を含む。)又は令第27条の2第3項の規定による通知を受けたときは、内閣総理大臣に対し、これらの規定の特定の個人に係る住民票に記載された住民票コード(当該住民票コードが変更されたものであるときは、変更される前の内容を含む。)を正確に通知すること。 第8 特定個人情報の提供の求め及び提供における留意事項 1 情報提供用個人識別符号の取得に使用する電気通信回線の設備等 (1) フライアウオールによる通信制御 (2) 情報照会者等(法第9条第3項の法務大臣である情報提供者を除く。)又は法第21条の2第2項の市町村長の使用に係る電子計算機と機構の使用に係る電子計算機との間にフライアウオールを設置し、必要な通信のみが可能となるよう通信制御を行うこと。 (3) 法第9条第3項の法務大臣である情報提供者の使用に係る電子計算機と法第21条の2第2項の市町村長の使用に係る電子計算機との間にフライアウオールを設置し、必要な通信のみが可能となるよう通信制御を行うこと。 (4) 通信相手の認証 (5) 情報照会者等(法第9条第3項の法務大臣である情報提供者を除く。)又は法第21条の2第2項の市町村長の使用に係る電子計算機と機構の使用に係る電子計算機との間の通信について、通信相手相互の認証を行うこと。 (6) 法第9条第3項の法務大臣である情報提供者の使用に係る電子計算機と法第21条の2第2項の市町村長の使用に係る電子計算機との間の通信について、通信相手相互の認証を行うこと。 (7) データの暗号化 (8) 情報照会者等(法第9条第3項の法務大臣である情報提供者を除く。)又は法第21条の2第2項の市町村長の使用に係る電子計算機と機構の使用に係る電子計算機との間でデータを送信する場合は、当該データを暗号化すること。	第7 地方公共団体情報システム機構における電気通信回線等の管理 1 [同左] 2 検査用符号の生成及び通知等 (1) [同左] (2) 住民票コードの通知に係る正確性の確保 機構は、情報照会者等から令第27条第1項(令第29条の2において準用する場合を含む。)の規定による通知を受けたときは、内閣総理大臣に対し、同項の特定の個人に係る住民票に記載された住民票コード(当該住民票コードが変更されたものであるときは、変更される前の内容を含む。)を正確に通知すること。 第8 特定個人情報の提供の求め及び提供における留意事項 1 情報提供用個人識別符号の取得に使用する電気通信回線の設備等 (1) フライアウオールによる通信制御 情報照会者等の使用に係る電子計算機と機構の使用に係る電子計算機との間にフライアウオールを設置し、必要な通信のみが可能となるよう通信制御を行うこと。 [細分を加える。] [細分を加える。] [細分を加える。] [細分を加える。] (2) データの暗号化 情報照会者等の使用に係る電子計算機と機構の使用に係る電子計算機との間でデータを送信する場合は、当該データを暗号化すること。 [細分を加える。]

<u>㊦</u> 法第 9 条第 3 項の法務大臣である情報提供者の使用に係る電子計算機と法第 21 条の 2 第 2 項の市町村長の使用に係る電子計算機との間でデータを送信する場合は、当該データを暗号化すること。 <u>㊧</u> 秘密鍵の厳重な管理	〔細分を加える。〕
<u>㊨</u> 情報照会者等（法第 9 条第 3 項の法務大臣である情報提供者を除く。）又は法第 21 条の 2 第 2 項の市町村長の使用に係る電子計算機と機構の使用に係る電子計算機との間で通信相手相互の認証及びデータの暗号化を行うために必要な秘密鍵を厳重に保護し、外部に漏えいすることを防止するための措置を講ずること。 <u>㊩</u> 法第 9 条第 3 項の法務大臣である情報提供者の使用に係る電子計算機と法第 21 条の 2 第 2 項の市町村長の使用に係る電子計算機との間で通信相手相互の認証及びデータの暗号化を行うために必要な秘密鍵を厳重に保護し、外部に漏えいすることを防止するための措置を講ずること。 <u>㊪</u> 専用回線の使用	<u>㊫</u> 秘密鍵の厳重な管理 情報提供者等の使用に係る電子計算機と機構の使用に係る電子計算機との間で通信相手相互の認証及びデータの暗号化を行うために必要な秘密鍵を厳重に保護し、外部に漏えいすることを防止するための措置を講ずること。 〔細分を加える。〕 〔細分を加える。〕 <u>㊬</u> 専用回線の使用 電気通信回線からのデータの盗取を防止するため、情報提供者等の使用に係る電子計算機と機構の使用に係る電子計算機とを結ぶ電気通信回線について、専用回線を利用すること。 〔細分を加える。〕
<u>㊭</u> 電気通信回線からのデータの盗取を防止するため、情報照会者等（法第 9 条第 3 項の法務大臣である情報提供者を除く。）又は法第 21 条の 2 第 2 項の市町村長の使用に係る電子計算機と機構の使用に係る電子計算機とを結ぶ電気通信回線について、専用回線を利用すること。 <u>㊮</u> 電気通信回線からのデータの盗取を防止するため、法第 9 条第 3 項の法務大臣である情報提供者の使用に係る電子計算機と法第 21 条の 2 第 2 項の市町村長の使用に係る電子計算機とを結ぶ電気通信回線について、専用回線を利用すること。 2 情報提供用個人識別符号の適切な取扱い等 (1) 情報提供用個人識別符号の適切な取扱いの確保 ア 情報照会者等は、内閣総理大臣から令第 27 条第 5 項（<u>令第 27 条の 2 第 5 項又は令第 29 条の 2</u>）において準用する場合を含む。）の規定による情報提供用個人識別符号の通知を受けたときは、速やかに、当該情報提供用個人識別符号に係る本人を識別するために当該情報照会者等が用いる番号、記号その他の符号又は個人番号（法第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）に正確に紐付けること。 イ 情報照会者等（法第 9 条第 3 項の法務大臣である情報提供者を除く。）は、情報提供用個人識別符号の紐付けの正確性を確保するために、符号取得処理検査用符号を生成し、内閣総理大臣から情報提供用個人識別符号とともに通知された符号取得処理検査用符号と同一のものであるかどうかを確認すること。 ウ 〔略〕	〔細分を加える。〕 2 情報提供用個人識別符号の適切な取扱い等 (1) 情報提供用個人識別符号の適切な取扱いの確保 ア 情報照会者等は、内閣総理大臣から令第 27 条第 5 項（<u>令第 29 条の 2</u>）において準用する場合を含む。）の規定による情報提供用個人識別符号の通知を受けたときは、速やかに、当該情報提供用個人識別符号に係る本人を識別するために当該情報照会者等が用いる番号、記号その他の符号又は個人番号（法第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）に正確に紐付けること。 イ 情報照会者等は、情報提供用個人識別符号の紐付けの正確性を確保するために、符号取得処理検査用符号を生成し、内閣総理大臣から情報提供用個人識別符号とともに通知された符号取得処理検査用符号と同一のものであるかどうかを確認すること。 ウ 〔同左〕

(2) [略]
[3～5 略]

(2) [同左]
[3～5 同左]

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この告示は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令の一部を改正する命令（令和三年デジタル庁・総務省令第 号）の施行の日から施行する。